

令和 7 年度応募要綱

1. 趣旨

各地域における“みなとオアシス”に対する理解の増進や活性化に寄与する活動に対し、その費用を助成するものです。

本事業は「21 世紀みなとづくり推進実行委員会」から助成を受けて実施しています。

2. 助成の対象者

助成対象者は、みなとオアシス全国協議会の正会員とします。

3. 助成対象の条件

(1) みなとオアシスの周知、理解につながる活動であること。

(2) 公共性を有する活動であること。

※過年度における助成金交付状況を加味します。

※一般財団法人みなと総合研究財団が行う「未来のみなとづくり助成（港湾協力団体活動）」の事業と重複しての助成は行いません。

4. 助成対象となる活動

下記の活動に対し助成を行います。活動に係る広報の方法についても記載ください。

(1) みなとオアシスへの理解増進や活性化に係る活動

(2) みなとオアシスにおける講演会などの交流、普及活動

(3) みなとオアシスのPR用印刷物の制作（パンフレット、パネル等）

※活用方法や配布先・部数も記載すること

5. 助成対象期間

原則として 2026 年 3 月 31 日までの期間に実施する活動及び作成する印刷物を対象とします。

6. 助成金額等

(1) 助成金額

1活動あたり10万円を限度に助成します。

(2) 助成件数

助成対象期間あたり1会員につき1活動とします。助成金額は各活動との調整の上、申請金額より減額することがあります。

7. 応募手続

(1) 応募方法

みなとオアシス全国協議会所定の助成申請書にて、下記13. の応募先まで郵送してください。また、併せて電子データをメールで送付してください。

応募書類は助成金の交付の如何に関わらず返却いたしません。

みなとオアシス広報活動等助成事業

(2) 応募締め切り

2025 年 2 月 7 日(金) 必着

8. 助成の採択等

(1) 審査

事務局ウォーターフロント協会内に設置する助成審査委員会(以下「審査委員会」という。)により応募書類等の審査を行います。

(2) 審査結果を審査委員会終了後に応募者全員に文書で通知します。

(3) 辞退

助成決定後に活動の遂行が困難な事情が生じた場合は、その理由を付し速やかに事務局に辞退届けを提出してください。(様式は随意)

(4) 決定の取消等

助成を受ける会員の責に帰すべき事由により助成活動の全部又は一部を遂行することが出来なくなったときは、助成の決定の全部又は一部を取消することができるものとします。

9. 助成を受ける会員の義務

助成を受ける会員は、以下の事項を実施するものとします。

(1) 活動を実施するにあたって、会場や成果物等に、みなとオアシスマークとともに「みなとオアシス全国協議会助成事業(21世紀みなとづくり推進実行委員会協力)」と明示してください。

(2) 助成活動が完了したときは、実施報告書及び成果物を、30日以内に事務局に提出してください。提出された実施報告書等については、HP等で公表することがあります。

10. 助成活動内容の変更

申請した助成活動の内容に変更が生じる場合は、その理由を附して、速やかに事務局に変更届を提出してください。(様式は随意)

11. 助成金の支払い

助成金は、助成を受ける会員から実施報告書とともに提出された「請求書」に基づき指定の銀行口座に振り込みます。

12. 助成金の返還

8. (4)により助成の取り消しをした場合において、交付された助成金について、期限を定めて事務局へ返還していただきます。

13. 応募及び問い合わせ先

みなとオアシス全国協議会事務局
一般社団法人ウォーターフロント協会内
〒102-0082 東京都千代田区一番町 10-10 相模屋第三ビル 4 階
TEL 03-6272-9185 FAX 03-6272-9186
E-mail wf@waterfront.or.jp

年 月 日

一般社団法人ウォーターフロント協会

会長 須野原 豊 殿

みなとオアシス広報活動等助成事業申請書

対象事業の名称			
申請者	名 称		
	住 所		
	代表者名	⑩	
事業担当責任者 連絡先		所属	
		氏名	
		TEL	FAX
		E-mail	
実施目的			
期待される効果			
事業の概要		事業の時期	
		事業費概算 (千円)	
		事業の内容	

※事業概算費用内訳を別紙に記載のこと

別紙

事業概算費用内訳

[illegible]